

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年12月27日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長、金城原子力規制企画課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月27日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

本日は、まず、資料1、広報日程の資料に沿った説明とそれに関する質疑を行い、続きまして、先週12月21日の定例会見における運転期間延長に関わる内部資料についての質問事項に関しまして、資料2に沿って説明、その後、関連する質疑を行いたいと思います。

それでは、報道官、よろしくお願ひします。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

まずは、お手元の広報日程のほうを説明いたします。

まず、あしたの委員会定例会の議題は5つです。

議題の1つ目は、伊方発電所の設置変更許可の審査結果の取りまとめ、使用済み樹脂タンクの増設という案件です。

伊方3号機には脱塩塔から排出された使用済み樹脂、これを貯蔵するタンクが今2つ設置されていますけれども、もう1基増設するという案件です。今回、審査結果を取りまとめて、関係行政機関の意見を聴取するというこの了承を受けるものです。

議題の2つ目ですけれども、安全研究に係る事前評価及び中間評価ということで、安全研究のプロジェクトは大体5年単位で行われていますけれども、毎年この時期に、来年度からやるものの事前評価と、今年度が3年度目になるものの中間評価というのを行っています。今回は3つのプロジェクト、事前評価が1個と中間評価が2個の評価を行うというものになります。

議題の3つ目ですけれども、規制委員会の来年度当初予算の概要です。

これは既に先週金曜日に閣議決定されまして、記者の皆さんへの説明も行っていますけれども、来年度予算案と組織定員について説明するというものです。

議題の4つ目、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに関する規制委員会の対応です。

今月21日にデジタル臨時行政調査会で規制の見直しに関する工程表というのが取りまとめられたことを受けまして、規制委員会側の対応というのを報告するものであります。目視ですとか、定期検査など、7種類の規制について、できるだけデジタル技術で代替

することを求めるということになりますけれども、政府全体で1万条項の見直しだとおっしゃっていますけれども、うち424が規制委員会の所管になりますので、それらについての方針の報告ということになります。

議題の5つ目、東京電力福島第一原子力発電所事故10年を迎えての国際会議の結果概要です。これは11月28日、29日に原子力規制委員会とOECE/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）の共催で開催した国際会議の概要を報告するというものになります。

裏に行きまして、委員の現地視察等の（2）のところ、1月12日から13日にかけて田中委員がふげんともんじゅと美浜1・2号機を視察します。これはいずれも田中委員の担当であります廃止措置に関する視察ということになります。発表のとおり、現地での取材が可能になっています。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 ただいまの説明に関して、皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。よろしいでしょうか。

<本日の報告事項>

○司会 それでは、次に、再び黒川報道官から資料2に沿って説明を行います。

○黒川総務課長 それでは、資料2のほうを御説明いたします。

先週の水曜日の委員長の会見で、運転期間の見直しに関する資源エネルギー庁とのやり取りについて多数の質問を頂きましたので、事実関係を説明する場を設けました。資料2でございます。

第1回のGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議、これは7月27日ですがけれども、そこから10月5日の原子力規制委員会、これは資源エネルギー庁が委員会の場で彼らの検討状況を説明した日ということになりますけれども、その日までの資源エネルギー庁との間のやり取りを時系列でまとめたものということになります。

これをまとめるに当たっては、原子力規制企画課などの規制庁の職員、長官などの規制庁の幹部、あとは、山中委員長と更田前委員長から聞き取りを行っております。

全体をまとめますと、ポイントは4点に集約されるかと思えます。

まず1点目は、内部資料とされております、これは後ろに添付として1枚つけておるパワーポイントの資料ですがけれども、この資料は、1ページ目の一番下のほう、8月25日から30日という辺りにありますけれども、原子力規制庁で作成して環境省本省に対して提供されたものであるというのが1点目です。

2点目は、7月27日から10月5日の間に規制庁と資源エネルギー庁との間で7回、これは数えられるように①から⑦までナンバーを打ってありますけれども、7回の面談が行わ

れていたという点です。

3点目は、規制庁の内部でもこの時期に高経年化した原子炉の安全規制の検討を始めていたという点でありまして、中では長官などとの事務打合せみたいな形で書いてあるかと思えます。

4点目は、エネ庁との面談はエネ庁側から日程や検討状況の伝達を受ける場であって、規制庁側が検討する高経年化の安全規制について、協議・調整・すり合わせと呼ぶような行為を行ってはいなかったという点であります。

このうちの4点目が一番大事なところかと考えております。エネ庁との面談は伝達場にすぎず、安全規制について協議・調整・すり合わせを行っていなかった。これが最も重要な点と考えております。それゆえに、規制庁が独立性・透明性の点で問題のある行為を行ったとは考えていません。

なぜそのように考えられるのかは、今から御説明する経緯の詳細をお聞きいただければ、おのずと明らかになると考えています。

まず、資料のほうに行きますけれども、一番上、7月27日に第1回GX実行会議がありまして、総理から再稼働等の政治決断が必要な項目を示すように指示、これはエネ庁を中心に対する指示ですけれども、指示がなされております。

それを受けまして、7月28日に資源エネルギー庁との面談の1回目がありました。資源エネルギー庁から、GX実行会議での総理指示を踏まえまして、原子力発電所の運転期間の見直しに関して、経済産業省として原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始したという旨が伝達されております。また、平成24年の原子炉等規制法の改正時の内閣法制局提出資料の提供を依頼されております。平成24年のというのは、要するに、40年、60年の運転期間の規定ができたときの、そのときの資料ということになります。

ここで米印が書いてありますけれども、この面談は、以下7回目まで全部同様ですけれども、原子力規制庁は金城原子力規制企画課長をヘッドとして、資源エネルギー庁は皆川原子力基盤室長をヘッドとして行われております。ほかに同席した者がおるケースもございます。

補足をしますと、規制庁とエネ庁との面談は全てこの金城課長と皆川室長が代表して行われています。さらに、7月27日より前には運転期間の見直しに関する面談は行われていないことも確認されています。

次に、7月29日ですけれども、7月28日の過去の資料が欲しいという依頼を受けまして、当時の資料を送付しています。

次に、8月19日ですけれども、面談の2回目がございます、資源エネルギー庁から運転期間の見直しに関する改正のイメージが示されております。

次、8月22日に資源エネルギー庁との面談の3回目がございます。これはその3日前、8月19日に示された改正イメージの中に原子力規制委員会の所掌となる内容、当然、規制委員会で検討すべきものでございますけれども、そういったものが含まれていたことか

ら、そのような事項は原子力規制委員会が委員会の場で検討すべきものである旨などを指摘しています。

この日以外も全部一貫してですけれども、規制庁側からは、制度の見直しは原子力規制委員会が委員会の場で検討するとの発言を繰り返しております。これは委員会の議論を待たずに安全規制に関する協議・調整を行ってはいないということを示す重要な事実かと考えています。

次、8月23日ですけれども、長官、次長、原子力規制技監を含めた事務方の打合せが行われています。これは運転期間の定め、これが見直されるとした場合の高経年化した原子炉に対する安全規制に関する事務方としての検討がこの時点で開始されたということとあります。

次の日、8月24日に第2回GX実行会議がございまして、この日に総理から、原発再稼働、運転期間の延長等について、年末までに具体論を検討するようという指示が出されております。これを受けまして、更田原子力規制委員会委員長（当時）ですけれども、に対しまして、次長から原子力規制委員会での対応が今後必要となると考えられる旨、これを報告しております。

次に、8月25日ですけれども、環境省本省から、これは前日にGX実行会議があり、大きく報道されましたので、その報道を踏まえて、規制庁の対応を教えてほしいという依頼がございました。

それを受けまして、8月29日、総務課法令審査室におきまして、環境省本省への説明資料、これが添付の内部資料とされるものでございまして、を作成しております。

この作成に当たっては、原子力規制企画課には相談をしておりません。法令審査室は規制企画課とエネ庁との面談の場に陪席することがございまして、そのときに得た情報をもって作ったということとあります。最大限に影響が大きくなる形を想定して作成したものであるということとあります。

ただ、この資料には、委員会での議論を経ていない規制庁内部での頭の体操時点での検討内容が含まれておりまして、規制委員会の外である環境省本省に対する情報提供としては、若干書き過ぎた面があるのかなと思っております。ただ、そういった使用目的として、若干書き過ぎたという点を除けば、内容自体はその時点で持っている、持っていた、現に持っていた、持っていてもおかしくない情報を基にすれば、当然に書けるものかと思っておりますので、それが書けたからといって、特にそれが問題だとは考えません。

8月30日に法令審査室が環境省本省に対して、その説明資料を用いた説明というのを行っています。

9月1日に、職員3名を原子力規制企画課に併任発令ということをしてしております。

裏に参りまして、9月6日、面談の4回目です。これは9月1日に併任発令された3名もおりますので、規制庁側とエネ庁側の担当者の顔合わせということを行っております。加えて、資源エネルギー庁側から、彼らの総合資源エネルギー調査会の原子力小委員

会、これが9月22日に開催される予定であるという情報が伝達されます。また、法改正に関して、彼らの内閣法制局対応の状況について伝達をされます。

併せまして、エネ庁から法改正に関して原子力規制庁として内閣法制局に提出するための資料提供を依頼されますが、規制委員会としての方針が、まだ委員会の議を経ていないので、その方針がないので対応できないということを回答しております。

この法制局提出用の資料提供、これを依頼されたが拒否したという点は、委員会の議論を経ずに安全規制に関する協議・調整を行っていないということを示す、これも重要な事実かと考えています。

次、9月13日ですけれども、長官、次長、技監を含めた事務方打合せということになります。これは高経年化した原子炉に対する安全規制について、運転期間の定めにかかわらず安全性を確認できる仕組みが必要だということと、現行の2つの制度、これを精査して、それらとの関係を整理することが必要だという2つの方針を確認しております。

次が9月15日ですけれども、面談の5回目です。エネ庁から、9月22日の原子力小委員会で提出される資料案、運転期間の見直し関係部分が提示されます。

次に、9月16日に事務方の打合せが行われまして、9月22日の原子力小委員会に運転期間見直しの関係資料が提示されるということを報告いたしております。

次に、9月19日の週というところですが。

すみません。9月16日でちょっと申し上げ忘れまして。

その打合せの結果を踏まえまして、資源エネルギー庁に対しまして、今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するようにと。9月15日に22日の資料をもらっていますけれども、その中に規制委員会側の安全規制に関する記述というのがありましたので、その部分は削除するように指摘しております。これも高経年化の安全規制、これは規制委員会が検討すべきものであって、エネ庁が考え方を示すことは許さなかったという点で、これも推進側からの独立性を保っていたことを示す重要な事実かと思えます。

9月19日の週ということですのでけれども、この時期に委員長の交代がございまして、山中委員（次期委員長）への説明ということをしております。委員長の就任時と就任後の対応といったことを説明しております。その際に長官から、9月22日の原子力小委員会で運転期間延長についても議論される見込みですという日程のことをお伝えしております。

22日に原子力小委員会がありまして、同じ日に6回目の面談、小委員会の結果が伝達されます。

26日に委員長の就任会見がございまして、運転期間延長について、利用政策側の意見を聞いた上で、原子力規制委員会で議論していきたいという考えが表明されております。

9月28日に原子力規制委員会がありまして、先ほどの委員長の方針のとおり、「原子力規制委員会※1」を踏まえた利用政策側の方針などの説明を聞くために、資源エネルギー庁との調整を事務局に指示しております。

同じ日に面談の7回目がありまして、委員長の指示を受けまして、説明要請事項をエネ庁側に伝達しております。

それを受けまして、10月5日の規制委員会で資源エネルギー庁から原子力小委員会での検討状況を聴取しております。

この事実関係の一連のものですけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁での調査・確認のみに基づき作成しているものでございます。

最後に、繰り返しにはなりますけれども、最後に最も重要な点を改めて申し上げたいと思います。

エネ庁との面談、これは7回行っておりますけれども、エネ庁からの伝達を受ける場でありまして、安全規制について、協議とか、調整とか、すり合わせと呼ぶべきような、そういう行為は行ってはおりません。したがって、独立性・透明性の点で問題があったとは考えていないということでございます。

こちらからの説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 ただいまの説明に関しまして質問をお受けします。所属とお名前をおっしゃってからお願いたします。

エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。

ちょっと細かいところから、まず確認させていただきたいのですけれども、そもそも計7回の面談は、これはどこでどのような形でやっていたのですか。

○金城原子力規制企画課長 企画課の金城のほうから答えさせていただきますと、面談する場所はその時々によって変わったかと思いますが、いずれにしても、この庁内でエネ庁がこちらに来て面談をしていたというものであります。

○記者 前回の定例会見で、金城課長は電話でとかという話をしていましたけれども、これには含まれていないのですか。

○金城原子力規制企画課長 そういった意味では、実は皆川さん、彼とやり取りするのは電話が一番多いのですけれども、今回の件につきましては、先ほど黒川からもありましたように、法令担当の人間も参加してこれを聞く体制でやっていたので、どうやら全部、やったものはこういう面談での場だったようであります。

○記者 金城さん、課長のお立場として、この資料を作ったこの行為、この内容に関してはどのように評価していますか。

○金城原子力規制企画課長 まず、我々とエネ庁との間での、ある意味、私は情報交換の認識だったので、そういったものがちゃんと、私も記憶が薄れている部分もありましたので、そういったものがいろいろな人のヒアリングでちゃんと記録として残されたことはいいことだと思います。

○記者 ひとまず、ありがとうございます。

○司会 御質問をお願いいたします。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

まず、そうすると、委員長の指示で会合したのは、面談したのは7回目が初めてということですか。

○黒川総務課長 委員長の指示の後に面談したのは7回目が最初ということになります。

○記者 そうすると、6回までの面談とか、何回に及んだ電話か分かりませんが、これは原子力規制庁の判断ということですか。

○黒川総務課長 委員長から特に指示を受けているわけではないですし、委員長にそれについて報告しているというわけではございません。

○記者 それから、ちょっと僕は分からないのですが、協議・調整・すり合わせはやっていなくて、伝達だけだったということの言葉の意味がよく分からないのですけれども、どうということですか。

○黒川総務課長 結局、原子力規制委員会は、当然、推進側から独立性を保つのが非常に重要になってまいります。ただ、一方で、行政の内部でありますので、いろいろな情報交換とか、必要な連絡事というのは必要になってまいります。

結局、何はやってよくて、何はやっていけないのかというのが一番重要な部分になると思いますけれども、結局、我々は、政策的な全ての判断は原子力規制委員会において5人の委員の合議において行います。

ですので、その5人の委員の合議がなされる前に、その結果を予測して、こうなると思いますのでというようなことを伝えるですとか、あるいはこういう議論になるであろうことを前提に、相手の案について中身の調整をするですとか、あるいはこちらの案を伝えるといったようなことはやってはならないことだと考えております。そういうことは行っていなかったということでもあります。

行われていたのは、先方、エネ庁側から彼らの日程ですとか、検討内容を伝達されていたということと、彼らが作っていた資料の中に、本来、規制委員会が検討すべき、そういう中身が入っていたので、そういう中身は我々の決めるべきことなので、削除してくださいといったようなことのみであったということです。

○記者 ごめんなさい。もうこれは解釈の世界になってしまうと思うのだけれども、いずれにせよ、前委員長にも現委員長にも相談することなく、最低限6回は会い、そして、それを面談とあなた方は言っているけれども、要するに、事前の打合せをしたということを書かれても仕方ないですね。

○黒川総務課長 事実として7回の面談を行っていた。これは事実であります。一方で、委員長に報告すべきことはきちんと報告しておると考えております。一番大事なのは、エ

ネ庁のほうで運転期間の延長に関する法改正の検討を開始しているということ、これが一番重要なことでありまして、そのことについては、適時に委員長、当時の更田委員長、山中委員長に報告はしております。

一方で、その中身、どういう中身を検討しているのかというのは、まだこの段階では非常に熟度の低い段階で、この中身を報告してどうするのだというような段階のものでありますので、それは聞き置く。伝達を受けたということにとどめたということかと考えております。

○記者 すみません。ちょっと認識が、多分、一般社会と皆さんとは違うと思うのですが、これも、これは、1F（福島第一原子力発電所）、福島第一原子力発電所事故以降で非常に大きな制度の変更になってくるということだから、それは情報のキャッチボールをするということを委員長にちゃんと説明した上で、報告するというような認識はなかったのでしょうか。

○黒川総務課長 最も大事な部分は、報告するという事に尽きているかと思えます。エネ庁が法改正を検討していると。当然、そう伝えるということは、エネ庁と何らかのやり取りがあるというのは前提でありますので、そのことはきちんと委員長に報告して進めているということでございます。

○記者 その一方で、兼任人事とかは全然発表していなかったのですよね。伝えていなかったのでしょうか。

○黒川総務課長 課長補佐以下の人事でありますので、どこまで委員長に報告するのかというのは、なかなか全ての人事を報告するというものでもないかなと思えます。

○記者 最後にしますけれども、全く私が理解できないのは、伝達はしたけれども、協議・調整・すり合わせはしていない。全く意味不明です。それは普通の人間は分からないと思います。もうちょっと詳しく教えてください。

○金城原子力規制企画課長 それについて金城のほうから補足しますと、我々規制委員会というのは、経産省とかのほかの役所と違って、全ての意思決定が委員会で行われるのです。これは全然、経産省と違うところで、私が実際に面談をしても、それを理解している人間と理解していない人間がいましたから、ある意味、私が最初に会ったときから、我々の意思決定は委員会の議論を経ないといけないからねと言っていたと思えますけれども、あとは、逆に相手方から我々が委員会でやるべきことを何かやるようなことと言ってきたら、それを了承したとならないように、それはおまえらの仕事ではないよというのは気をつけて見ていたというところです。

○記者 最後にしますけれども、本当に最後にしますが、伝達だったらファックスや電話でいいでしょう。会うこともないのではないですか。全く意味不明ですから。これはもう解釈として、事前協議をやっていたと私は表現させていただきます。

○司会 ほかに御質問。

後ろのタカダさん。

○記者 西日本新聞のタカダといいます。よろしくお願いします。

9月16日の、要するに、今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するよう指摘したということなのですが、これは規制庁としての考え方を示していないと、こういうことがそもそも記述できないような気がするのですが、この点はどうか。

○黒川総務課長 中身ということではなくて、どの部分が運転期間に関する定め、要は、それはエネ庁の部分で、どの部分は高経年化の安全規制に関する定めか。これはもう事実関係の問題なので、そこの判断はできるのかなど。別に委員会の議を経ずともと考えています。

○記者 それは具体的な中身のことでないという趣旨なのですか、この記述というのは。具体的にいうと、どういう記述だったのですか。

○黒川総務課長 中身はまた金城課長から補足してもらいますけれども、22日の小委員会の資料が提示されました。その中身に、本来、規制委員会が検討すべき中身が書いていたので、そこは削除してほしいと言ったということでございます。

ちょっと中身の補足があったら。

○金城原子力規制企画課長 中身ではないというのは黒川総務課長の言うとおりで、たしか中身ではなくて、タイトルとか要約部分のようところで安全規制の見直しみたいな、そういう表現があったので、それはこちらの所掌であって、おまえらの所掌ではないだろうというようなやり取りはありました。

○記者 分かりました。

あと、細かいところで、資料の「経産省が検討中」という右側の吹き出しみたいなところの一番下「各回の延長期間は可変」と書いてあるところなのですが、私の記憶が間違っていれば別ですが、原子力小委員会で延長期間が可変だという議論はされていなかったような気がしていて、委員の方にも確認したのですが、そういう議論はなかったとおっしゃっているのですが、ここは結局、エネ庁側から事前に示されたものを含み取って規制庁のほうで盛り込んだような気がする、結果に思えるのですが、その点はどうか。

○黒川総務課長 そこは、結局、書き手の筆が若干走った面がありまして、これは、本来、直接担当している規制企画課ではなくて、環境省との連絡窓口を担当している法令審査室が横耳で聞き挟んだものを書いた面がありまして、最大限に影響が大きくなるパターンというのを想定して書いています。だから、運転期間に制限がないとか、回数制限なしとか、その延長線上で「延長期間は可変」というような、要は、大規模な改正を一番最大限に想定して書いたものということになります。

○記者 原子力小委員会でこの議論がなかったのに、ここだけは規制のほうの制度に盛り込まれているのは何なのかなという。議論がないことが何で盛り込まれるのだという、

ちょっと不思議な点があるのですが。

○黒川総務課長 ごめんなさい。それはどこですか。可変。

○記者 そのところですか。

○黒川総務課長 「可変」のところは、すみません、それはエネ庁側のものには載っていない。

○記者 委員の方に確認したら、この議論はなかったというような趣旨だったのですが。

○黒川総務課長 なので、そこは我々側の担当者、書き手が想像をたくましくして書いたから、そうなっているのだと思います。

○記者 分かりました。

○金城原子力規制企画課長 補足しますと、金城ですけれども、私も面談でこの可変は聞いたことがないです。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

新潟日報、エンドウさん。

○記者 新潟日報、エンドウです。よろしくお願いします。

先ほど金城課長が、全ての意思決定は規制委員会で行われるべきものだということでしたけれども、そもそもなのですから、こうやってエネ庁と7月28日からですかね、面談を重ねていたということは、規制委員会では意思決定されていないと思うのですけれども、そこは説明が矛盾しているのではないですか。

○金城原子力規制企画課長 今の質問の御趣旨がよく分からないのですが。

○記者 全ての意思決定は規制委員会で行われるべきものと御説明なさいましたけれども、7月28日からエネ庁と面談していたことは委員会には報告していないわけですよね。そうすると、説明は矛盾しませんか。全ての意思決定は。

○金城原子力規制企画課長 でも、エネ庁と面談することは委員会の決定を経なければならないという事務にはなっていないと思いますので、総務課でそんなことをしたら大変だと思います。

○黒川総務課長 ちょっと補足を。

要は、意思決定とは何かということで、何は委員会の意思決定を経なければならないのか。全てといたしても、全ての安全規制に関する判断、これは全て委員会で行うということでありまして、そこに向けたいろいろな、役所ですからいろいろな事務手続きがございますので、そういう手続事、連絡事についてまで委員会の意思決定を経なければならないということはないと思います。ないです。

ただ、一方で、重要なものは、当然、委員会なり、委員長に報告する必要がありますので、この時点でエネ庁が運転期間延長の法改正を検討していたということは、委員長に報告しているということがございます。

○記者 事前に面談されていたということ、規制委員会の当時は更田委員長だと思いま

すけれども、そこに報告しなかった、していないというのは適切だったとお考えなのですか。改めて確認ですが。

○黒川総務課長 面談をしていたという事実まで伝える必要はなかった。ただ、エネ庁のほうで法改正を検討していると聞いていますと伝えていきますから、当然、エネ庁とのやり取りはあるのだということは伝わっていると考えています。

○記者 それと、もう一点なのですけれども、先ほど事前調整、すり合わせは行ってないということなのですけれども、そもそもこの面談自体が密室で、根拠は、今、黒川さんがしていないからしていないというか、言葉だけしか根拠がないというか、それを裏づけるような、事前調整とか、すり合わせをしていないという根拠は示せないのでしょうか。

○黒川総務課長 一応、我々として行ったことは、関係する職員、幹部、委員への聞き取りということでございます。特にその議事の概要などが残っているわけではないので、それが証拠として、こう発言していたという文字として残っているわけではないということです。

○司会 ほかに。

後ろのサクライさん。

○記者 朝日新聞のサクライです。細かくたくさん聞くけれども、よろしくお願いします。

1点目は確認なのですけれども、事務方で検討を始めたのは、要するに、8月23日という理解でよろしいですか。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 ありがとうございます。

2点目、確認しますけれども、総理からの7月27日の実行会議の指示は、政治決断が必要な項目を示すようにという指示で、実際に運転延長について指示があったのは8月24日だと思いますけれども、それ以前からエネ庁も規制庁も運転延長の見直しを検討してきたと、そういうことですね。要するに、総理指示の前からエネ庁も規制庁も運転期間の見直しを検討していると、そういうことですよ。

○黒川総務課長 正確にそこは申し上げたいと思います。

エネ庁が運転期間の延長について検討しているということを我々は7月28日に聞きましたので、そうすると、自動的に、そこが見直されるのだとすれば、我々は高経年化の安全規制の見直しが必要になりますので、当然、リアクションをしなければいけないので、その検討は始めたということです。

○記者 順序がそうだというのは分かるのですけれども、事実として、総理の指示の前にエネ庁がまず検討を始めて、その後、それを受ける形で規制庁でも検討を始めた。それが8月23日ですから、24日の総理指示より前だったと、そういう理解でいいですよ、時系列的には。

○黒川総務課長 我々は総理から高経年化の部分の検討をしろと指示を受けたわけではな

いので、総理の指示を受ける前、後ということでもないかと思えますけれども、事実関係で申し上げて、8月24日より前に我々が検討していたというのは事実です。

○記者 すなわち、今の御説明は、規制庁は独立していますから、別に総理から指示を受ける立場ではないという、そういう趣旨の御発言ですか。

○黒川総務課長 はい。そういうことです。

○記者 ありがとうございます。

それで、8月19日の改正のイメージが示されるとありますけれども、これを公開していただくことはできないのですか。

○黒川総務課長 これ全体、その面談のときの資料などは全部、全て一貫していますけれども、いろいろ、どのときにどういうものをもらったかというのは、改めて整理も要りますし、その中でどれが不開示情報か、どこが開示情報なのか、これの整理も必要です。それに時間がかかる面があります。それについては、今、開示請求も来ていますので、開示請求に対する対応として準備しています。

こういった経緯に関する重要な部分は、開示請求に対する対応として開示します。当然、必要な不開示情報の部分は不開示の形で開示します。それは当然、法案の国会審議より前に行うということで、ただ、準備に時間がかかりますので、そこは今、準備をしているところです。

○記者 その説明ですと、開示請求者がいらっしゃるわけけれども、その後、我々報道、報道の方かもしれないですけれども、同時なのか、その後かもしれませんが、公開していただけるという意味ですか。

○黒川総務課長 やり方はまた考えたいと思えますけれども、その時点では、我々、どういうリストの資料があって、どの部分が開示できるもの、開示できないものという整理はできていますので、皆さんにも提供は当然できると考えています。

○記者 22日に、その続きで「規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘」と。いや、ごめんなさい。改正のイメージの中に規制委員会の所管となるものがあつたと。ということは、すなわち、逆に言うと、資源エネルギー庁が内部的に干渉しているようにも受け止めて、それを拒否したというのは立派だとは思いますが、資源エネルギー庁側から規制委員会、規制庁側に、そういういわば指図するような内容が入っていたと。皆さんとしては拒否したのかもしれませんが、非常に、独立という意味上、重要のような気もするのですが、その点はいかがですか。

○黒川総務課長 そこは、別にエネ庁を擁護するわけではないですけれども、元々の規定が2つの趣旨のものが混然一体となっていますので、それを分離するという法改正なので、何となく難しさはあるというか、どう分けるかというのはなかなか技術的な難しさはあって、そうなったのだろうと。彼らの案としてはそのように考えたのだろうということで、それ自体が問題だとは思いません。

○記者 何がしかの規制委員会の所管となる内容が含まれていたけれども、それ自体は問

題なかったと、そういう意味ですか。

○黒川総務課長 いや、違います。要は、彼らも当然分かっていますので、運転期間の延長は彼らの所管、高経年化の安全規制は規制委員会の所管、それは当然分かっています、それを法技術的にどのように表現するかと考えまして、それは当然、いろいろな書き方、選択肢はあると思います。その書き方が、我々の考える切取り線と彼らの考える切取り線がずれていたということで、当然、彼らも彼らの所管部分は彼らが書き、我々の所管部分は我々が書くというのは分かっている。理解した上で、ただ、その切取り線の位置のイメージがずれていたということかと思えます。

○記者 少なくとも先ほどの前半のこちらの質問にも重なりますが、改正イメージが示されないと、皆さんが言っていることが正しいかも判断できないので、この部分はぜひ公開してください。

あと、また確認させてください。7回の会議はいずれもトップが金城さんで、向こうが皆川さんと、確認ですけれども、そういうことでよろしいという理解でよろしいですか。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 分かりました。

8月25日に環境省本省から依頼を受けた。これは誰が誰にしたのですか。

○黒川総務課長 これは環境省の誰という個人名は避けますけれども、環境省の本省の官房総務課から原子力規制庁の総務課法令審査室に対して行われています。

○記者 法令室の人というのは、先ほどもおっしゃっていましたが、確認ですけれども、7回の面談全てに陪席されていらっしゃるわけですね。

○黒川総務課長 全てには陪席していませんけれども、法令審査室ですので、法令に関わる部分については、呼ばれて陪席した回があるということです。

○記者 先ほどほかの記者の方からも御説明がありましたけれども、9月16日のところですが、先ほどの8月の話とも一緒ですが、今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するように指摘したとおっしゃっていますけれども、これを普通はすり合わせというのですけれども、これは普通は、すり合わせとか、調整とかいうのですけれども、すり合わせがないとか、調整がないというのはちょっと矛盾するような気がするのですけれども、要するに、エネ庁側が、本来、規制庁側の管轄のことにぐっと踏み込んできたことに対して削除するように求めたということは、まさしくエネ庁側は踏み込んでいるような気がしますし、それに対して、これこそすり合わせだと思えるのですけれども、その点はいかがですか。

○黒川総務課長 ここも先ほどと同じになりますけれども、切取り線の位置、要は、何までどちらの担当なのかという、その基本的な理解は両方一致していますけれども、切取り線の位置がお互いに若干ずれている部分もあって、彼らのものを出してきて、いやいや、違うのではないですかという議論をしているということです。

○記者 ここも先ほどと一緒にすけれども、関係資料、つまり、原子力小委員会の正式な

資料の前段階の資料だと思うのですが、それを公表していただけないことには、皆さんが言っている説明が正しいか、正しくないかというのが判断できないので、こちらについてもやはり公開していただくのがいいと思うので、ぜひ公開を検討してください。よろしいですか。

○黒川総務課長 改めて、まずリストアップをして、開示できる情報と不開示情報をきちんと整理します。当然、対象には含まれると思いますけれども、そのどの部分が開示になるか、これはなかなかお約束が難しい部分です。

○記者 法令審査員の方がいらっしゃったから、この内部資料に基づく「経産省が検討中」とか、先ほど可変の問題はありましたけれども、こういう話を何となく聞いていて、これを書きつけたというのは分かるのですけれども、逆に下側の青い文字の安全規制のほう、これはもう法令審査員なんかには書けるような内容ではないわけで、これはまさしく皆さん方が企画課の中で考えられたものがここに示されていると思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○黒川総務課長 これも、この法令審査室の担当は、エネ庁との面談だけではなくて、例えば、8月23日の事務方打合せなどにも陪席していますので、規制企画課の検討内容を知る立場にありました。

○記者 なるほど。すなわち、全然、委員長が指示するような前の段階からものすごく詳しい安全規制の強化策について、もちろん法律までは行きませんが、かなり練られたものが出来上がっているというのは、それはそれで委員会で決めているというよりも、皆さんで決めているような感じがするのですが、これはほとんど、この中の項目というのはほとんど今回の規制強化のほうに含まれているという理解でよろしいのですか。

○黒川総務課長 結果として入った部分と入っていない部分があるかと思いますが、いずれにしても、この段階ではまだ委員会の議を経ていない、頭の体操にすぎない段階のものということです。だから、ここは合っているけれども、ここが違うとか、何かあれば補足。特になければいいですが。

○記者 分かりました。

それで、この青い部分に関してはエネ庁側にも示していないのですか。

○黒川総務課長 していません。

○記者 言い切れるわけですね。

○黒川総務課長 確実です。

○記者 分かりました。

もう一回検討して、また質問させていただきます。取りあえず終わります。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。

幾つかあるのですけれども、今まで詳細な御説明をいただいたのは、これは面談記録というの1つも作っていないのですか。

○黒川総務課長 はい。作っていません。

○記者 規制庁と、これはどういう場合に面談記録を作り、どういう場合は面談記録を作らないというルールになっているのでしょうか。

○黒川総務課長 ルールで申し上げますと、事業者と面談した場合は作るということになっています。関係行政機関との間はなっていないという、ルール上はそうなっております。

一方で、10月5日の委員会を受けて、その後の記者会見などもありまして、委員長、その後、エネ庁と規制庁の事務方同士のやり取りについても、面談録を作って公表するよという指示がありましたので、この10月5日以降のものは面談録が作られて、公表されているということです。

○記者 今回は関係者への聞き取りをやった結果として作ったということなのですね、この時系列というのは。

○黒川総務課長 はい。そういうことです。

○記者 それで、いわゆるこのポンチ絵の資料ですけれども、これは文書管理課のほうで作成したのですかね。

○黒川総務課長 法令審査室です。

○記者 法令審査室か。これは開示請求がされて、特に文書が何も存在しないと規制庁さんは答えたということなのですか。

○金城原子力規制企画課長 その部分を補足しますと、まさに今、開示請求が来ていて作業しているもので、担当者のほうが請求者とやり取りしていましたが、多分、意識に行き違いがあって、我々の担当者は、要は、既に開示請求が出ていて、開示したような資料と重複がないかというやり取りをしたのを、ちょっと違うように捉えられたということだったとヒアリングで確認しました。ですから、コミュニケーションエラーがあったというのが実際のところですよ。

○記者 なので、コミュニケーションがしっかりできていれば、この資料は開示しているはずの資料なわけですか。

○黒川総務課長 原子力資料情報室からの開示請求のことを指しておられると思いますけれども、これは12月1日に請求が来ていまして、まだ開示期限が来ていません。あと、さらに言えば、30日の期限以内に開示も難しいと考えていますので、そもそも開示はまだしていないということです。

○記者 分かりました。

それと、あと、これは国会の会期中には資料を出せるよというお話を先ほど課長はされていましたが、今、パブコメ中ですね。これは一般の市民の方も非常に関

心が高いわけですが、パブコメ中にはきちんとオープンにできないのですか、一連の資料は。

- 黒川総務課長 なかなか今、その作業状況からして、いつまでというお約束は難しい。今のところ申し上げられるのは、国会審議前にはということでございます。パブコメがどうかというのはなかなか分かりません。
- 記者 それと、あと、やはりこれは相手からの話を聞き置くという以上の、実際、これは協議をやっていると、一連の御説明を聞くに、そういう印象を持つのですけれども、要するに、答えている、いろいろと規制庁の独立の立場と言いつつも、これはこうだというようなこととかをおっしゃっているとすると、やはり協議ということにはならないのですか。
- 黒川総務課長 いろいろな外の方からの評価はあろうかと思えますけれども、我々としては、きちんと委員会の議を経ずにやってはいけないこととやっていいことを分けてやっているつもりであります。この範囲はならないと。協議・すり合わせと呼ばれるようなものではないと考えています。
- 記者 10月5日でしたか、委員長からの指示で今後は面談記録を残すと。これはあくまでもこの運転延長に限った話ということになるわけですか。
- 黒川総務課長 はい。そういうことです。
- 記者 これと同じようなことというのは、今後、様々な分野で起こり得る話かなと思えますし、きちんとした資料が出てきてみないと、課長がおっしゃっている話が正しいかどうか、ちょっと判断しかねるところがありますが、非常に、ある種、規制庁のほうの誘導というのがあったりした場合に、一歩間違えれば、独立性が危ぶまれるということが起こりかねないのかなとも思えますけれども、何で関係省庁とのこういう面談というのは記録に残さないというルール、記録に残さないしきりになっているのですか。
- 黒川総務課長 なかなかいろいろなチャンネル、いろいろなやり取りがあります。今回は規制企画課と原子力担当という割とストレートな、いかにも政策的な議論をしそうな課同士でしたけれども、お互いの官房総務課とか、お互いの会計みたいないろいろなチャンネルでいろいろなやり取り、当然、行政機関同士なので、事業者とのやり取りであれば、そんなにいろいろなチャンネルではなく、ここがお互いの窓口ですというのが特定されますけれども、なかなか日常的ないろいろな交換をやっているものですから、全て面談録を作るというのは現実に難しいという面があると考えています。
- 記者 今回は金城さんのチームと皆川さんのチームという、いわゆるチーム同士での、これはもうある種のルートができているわけではないのですか。そういうことというのは、これは、つまり、一種のプロジェクトチームみたいなものではないかと思うのですけれども、いわゆる規制ルールを見直すというですね。それを1回目からいわゆるプロジェクトチームみたいなことを、規制庁と経産省のほうで委員長の知らないところで準備を始めていたとも受け取れなくもないのですけれども、どうなのでしょう。

- 黒川総務課長 我々としては、やはり10月5日、9月28日と言ってもいいですけども、その前と後はやはり大分位置づけが違うなと考えています。委員長からの指示を受けて委員会の場での議論が開始された。この後は、当然、いろいろな議論、中身の検討、それの外とのやり取りみたいなものも当然開始し得る時点になりますけれども、その前の段階は委員会で一切議論をしていませんので、その段階ではなかなか中身の協議というのはできないという中で、向こうが話を伝えたいというのを聞くという、それはするということでもありますし、伝え聞いた中で、これは不適切なのではないですかということがあれば、不適切もいろいろな不適切があると思いますけれども、少なくとも事実関係として明白な、これは規制委員会の所掌だから、あなたが書くべき内容ではありませんということがあれば指摘するという、その範囲までを10月5日までは行っていたということだと思います。
- 記者 金城さんの御認識としては、これは一種のプロジェクトチームのようなものと考えているのですか。
- 金城原子力規制企画課長 私、ずっとやっていた者の認識としては、当然のことながら、この運転期間の見直しといったものは、御説明はいろいろしていますけれども、ある意味、この資料は7月から始まっていますけれども、もう結構数年前から、ある意味、規制委員会の中ではいつかやるに違いないという議論はあって、そうなると、ある意味、必要な作業といったものは、ある程度7月に聞く前から私は想定はしていたのです。ですから、そういったものがいよいよ来るかもしれないという情報もたらされて、体制を整えながら、いつでも走れるような準備はしていたというのが実際のところですよ。
- ただ、先ほど申したように、もしやるとなった場合の意思決定は、ちゃんと規制委員会で意思決定をして、その指示でやらないといけませんので、そういった規制委員会の指示のない中、我々は何か決定じみたようなことは一切しないよう心がけていた、気をつけていたということですよ。
- 記者 1つ、規制庁での今回のルールの見直しというのは、たしか委員会のほうでは5回ぐらいの議論だった。いわゆる拙速というような言われ方とか、早急とか、いろいろな評価もあるわけですけども、一方で、これだけ事前に準備が進んでいたんで、あの短い期間で意思決定ができたのではないですか。事前準備がですね。
- 黒川総務課長 事前の準備といいますか、当然、委員会での議論が円滑に進むように準備するというのが規制庁の役割でありますので、もちろん、そういった事前の準備がなければ、もっと非常に困っていたとは思いますが、事前の準備が役に立った面は当然あるかとは思いますが。
- 記者 やはりGX実行会議で、年末のいわゆる政府としての意思決定に間に合わせたい、間に合わせなければいけないという、そういう意識はあったのでしょうか。
- 黒川総務課長 間に合わせなければいけないというか、当然、そういうスケジュールで進んでいきますので、合わせるという意識まではないですけども、それを念頭に置き

ながら我々として必要な議論を進めているということです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問。

マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。ありがとうございます。

1ページ目の7月28日についての確認なのですが、GX実行会議での総理指示、大きいですね。総理指示を踏まえ、経産省として原子炉等規制法を含む東電法案の検討を開始した旨が伝達された。原子炉等規制法は規制委員会の所管ですので、この時点で規制委員たちへの相談があるべきだったと思われそうですが、金城課長はこのときに言わなくていいという判断をされたのでしょうか。誰かと相談をして、その結果、規制委員にはこの時点では言わなくていい、伝達しなくていいと判断したのでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 私、当然、管理職として、外からもたらされた情報なので、その外の窓口の人には共有するというので、エネルギー庁からの情報については、私の意識としては、逐一うちの次長にはちゃんと報告して、指示を仰ぎながらやっていたということです。

○記者 そうすると、確認ですが、経産省から原子炉等規制法を含む東電法案を出そうと思っていると伝達されたことは、7月28日、次長は知っていたということですね。

○金城原子力規制企画課長 28日かどうかは分かりませんが、可及的速やかに報告はしていたというのが、次長のほうは次長のほうで、当然、エネ庁との窓口があるので、そこの情報が違つかいということになると、これはなかなか、我々が本当の説明を受けているのかどうか分かりませんので、そういった意味で、私は確認も兼ねて報告には行っていません。

○記者 そうすると、8月23日に飛びますが、ここで長官、次長、原子力規制技監を含めた事務方打合せをします。ここまでは既に次長は次長として、次長なりの窓口からこの話を聞いていたと推測されますが、それで間違いないのでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 それは聞いていましたし、我々が受けている情報と違いがないということは私も確認していました。

○記者 長官はいかがでしょうか。長官は長官で自分の窓口でカウンターパートと議論していたと推測されますが、どうでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 そういった意味で、この時期は、やはり外の窓口、あるいは次長と相談して仕事をするようにという指示を私は記憶していますので、相談は次長とやっていました。ですから、次長のほうで長官のところに行こうとなると、長官のところに行くという、そういう感じでした。

○記者 次長と相談するようにというのは、長官の指示だったということでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 私はそう記憶しています。

○記者 では、長官もこのことを7月28日直後に、可及的速やかに御存じだったと理解します。

次ですが、黒川課長に確認したいのですが、原子炉等規制法を含む東電法案の検討について伝達があったということをこの時点で黒川課長が知っていたら、規制委員会に言うべきではないかと思ったのではないかと思うのですが、どうでしょう。

○黒川総務課長 いや、結局、私は情報不足の点も当時はあるので、どう判断したかは分かりかねますけれども、今、改めて振り返れば、改めて慌てて報告するものではないかなと思います。そういうものを検討しているというのは、ある程度、GX実行会議の議論を見れば、分かるところもあるでしょうし、新たな情報が特にあったとは特には思いません。委員長まで報告すべきものがこの段階であったとは思いません。

○記者 次の質問をします。同じく7月28日、内閣法制局提出資料を求められたと、経産省に。これは大ごとの話なのですけれども、法律を編む立場からいえばですね。国会であろうが、官庁であろうが、内閣法制局提出資料、原子炉等規制法という原子力規制委員会が所管する法律が編まれたときの法制局提出資料の提供を依頼された。これは非常に具体的、かつ、規制委員に直ちに報告すべきことだったのではないのでしょうか、金城課長。

○金城原子力規制企画課長 私のほうはこのときはそうは思っていませんでした。

○記者 なぜでしょう。

○金城原子力規制企画課長 当然のことながら、原子炉等規制法は、もっと前のことを考えると、電気事業法といろいろな法律的な交わりがあったりして、そういった意味では、多分、この内閣法制局資料を提供したり、やり取りしたのはこれが初めてではないと思います。何かこういう法律の改正事務などがあったときには、求めがあれば提出するものだったかなと考えています。

○黒川総務課長 補足で。役所の一般的な流儀になりますけれども、内閣法制局資料というのは、割と提供を求められて断るという流儀は基本的にありません。外向きにどこにでも説明できる、その法律の趣旨を説明できるほぼ唯一の資料とっていいので、それはほぼ求められれば出すということであると思います。

○記者 これは開示請求すれば、では、頂けるとのことだと思えますが。

○黒川総務課長 はい。出ます。

○記者 では、開示請求しなくても、情報提供を記者全員にお願いします。よろしいでしょうか。

○黒川総務課長 ごめんなさい。それは、この部分、その部分というのを一個一個ばらばらに受けるのがいいかどうか分かりませんので、そこが重要なのかというと、皆さんの中でも疑問のようにも思いますので、まとめて、ここのリストに載っているものの情報のどこまで、何を、まずリスト化して、何が開示対象、何が不開示対象なのかというのはきちんと整理した上で、全体をまとめてどこかのタイミングでお渡ししたいと思いま

す。

○記者 早急にお願いします。

ついでなのですが、先ほどパブリックコメントの話が出てきました。これは大ごとの話ですので、パブリックコメントの期限をぜひ延ばしてください。延ばすべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○黒川総務課長 パブリックコメントの期限を延長する必要があるとは考えません。

○記者 考えますので、御検討いただきたいと思います。

次の質問をさせてください。8月19日、運転期間の見直しに関する改正のイメージ、これは先ほど提供すると、整理しますということでおっしゃっていたと思いますが、よろしいのですよね。確認です。

○黒川総務課長 何度も確認になりますけれども、ここに載っているどの面談、どの打合せ、そこで使われた資料は、存在しているものは全てリストを作ります。それについて、何が開示できるか、できないかも全部整理した上で、開示請求と同様の形にして、開示対象者には出しますし、であれば、皆さんにも当然提供できるようになります。

○記者 はい。すみません。次です。

8月24日、更田委員長に対してようやく規制委の対応が必要ではないかという旨を報告したということなのですが、つまり、これは8月23日に原子炉に対する安全規制に関する事務方としての検討を始めた後だと思うのですが、常識的に考えれば、運転期間は原子炉等規制法に設けられた規制制限なので、委員たちとしては、あるいは更田委員長としては、それを移管することはまかりならんと、運転期間はそのままとどめるべきであるということもあり得たと思うのですが、安全規制に関する事務方の検討案を先に開始してしまったのはなぜなのでしょう。

○黒川総務課長 そこは別に委員長の指示を待つということではない。頭の体操はできる段階ではしていくということに尽きていると思います。

○記者 金城課長、このときに同席はされていませんか。

○金城原子力規制企画課長 このときは同席していません。

○記者 24日ですが。

○金城原子力規制企画課長 していません。

○記者 していないのですか。誰が説明したのでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 はい。先ほど申したように、私は次長と相談しながらやっていたということで、長官に行くときも次長と相談しながらですし、委員のほうには行っていませんでした。

○記者 では、23日にはいらっしゃったけれども、24日に出たのは次長ということですか。長官と次長ですか。

○黒川総務課長 次長です。すみません。24日、この矢印の意味は、24日ジャストかどうかちょっと判断できなくて、24日を受けて次長から委員長に報告したということ

す。それはちょっとごめんなさい。前後して24日なのか、25日なのか、そこは正確ではありません。

○記者 なるほど。

次です。29日に、規制課に相談せず、法令審査室がこの添付資料を作成したとありますが、にわかに信じ難いのですけれども、これは真実ですか、金城課長。

○金城原子力規制企画課長 真実です。私は見ていませんでしたので。

○記者 あり得るのですか。本省に対して説明に行ったのですよね。

○金城原子力規制企画課長 すみません。私は黒川さんとはちょっと経験も違うからあれですけれども、私からするとちょっと信じられない感じではありますけれどもね。

○記者 信じられないのですよね。

次です。8月30日、本省に対して説明資料を用いて説明した。説明者は法令審査室の方だと思うのですが、このときに人事についても相談したのでしょうか。

○黒川総務課長 人事については、相談ということはありません。ただ、この資料の中に「4名程度のコアメンバーで立案作業に着手」と書いていますので、その内容は説明をしていると思います。ただ、別に相談というものではありません。

○記者 では、4名で着手というのは、これからの予定として9月1日に発令する併任人事のことを含めておいたということなのですね。

○黒川総務課長 はい。その3名の併任人事のことも含めて書いてあるということでありませす。

○記者 分かりました。

長くなるので、もう一個なのですけれども、9月16日に「今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するよう指示した」とあるのですが、それが具体的にどういう記述だったのかというのは御提供いただけるのでしょうか。

○黒川総務課長 先ほどと同じ答えになりますけれども、全体資料をまとめて、開示、不開示を整理した上で提供いたします。

○記者 なるほど。

もう一つなのですけれども、実際に9月22日に原子力小委員会に経産省が出した資料の中には、例の令和2年の見解が含まれていました。原子力規制委員会の見解として、運転期間については規制委員会は意見を申し述べないというところが抜粋されて、都合のいいところが抜粋されて提出されているのですが、これは原子力規制委員会が提供したものなのか、それとも、向こうがこれを入れますよということで、これも向こうが見せてきた資料の中にあっただけなのでしょうか。

○黒川総務課長 これはこちらが作成したものではなくて、彼らが自分でダイジェストしたものです。

○記者 分かります。ここの今日のこの説明の9月16日のところに「9月22日の小委員会に運転期間見直しの関係資料が提示されることを報告」とありましたが、もう一個上です

よね。9月15日「エネ庁から、9月22日の原子力小委員会で提出される資料案（運転期間見直しの関係部分）が提示される」とありましたが、これはこの中に令和2年の原子力規制委員会の見解が含まれていたという理解をしましたが、それでよろしいですか。

○金城原子力規制企画課長 企画課長の金城のほうから答えますと、私の記憶では、小委員会の資料全体ではなかったですけども、この運転期間の部分は全体像が示されていて、我々が令和2年に示した見解の引用とか、そういったものもこの資料にはあったと思います。

○記者 あった。それは削除は求めなかったのですか。

○金城原子力規制企画課長 まず、逆に言うと、そういうことに関して指摘をすると、意見すると私は考えていましたので、我々が公表している資料を勝手に使う分にはそちらの責任でやってくれということで、例えば、チェックとか、そういったものもたしかしなかったと思います。

○記者 この見解が、その後、壊れたレコードみたいに規制委員長の口からずっと出るわけですよね。だから、この見解の位置づけは非常に重要だと思うのです。

○金城原子力規制企画課長 今のが質問でしたら、この見解は重要だと思います。

○記者 ですよね。そういう資料が出されていて、原子炉等規制法の改正ですということも7月段階から言われていて、ここにおいてもまだ規制委員に対して何も言わないで、9月22日にいきなり原子力小委員会のほうにあの見解が出されてしまったわけですよね。だって、その後ですよね。この見解を維持しますかと原子力規制委員会の中で山中委員長から確認されたのは、10月になってからですよね。維持されるかどうか分からないのが出てしまったと。まずかったのではないですか。

○金城原子力規制企画課長 ですから、そういった意味では、一応、御質問は理解した上でお答えすると、我々のほうはエネ庁からもたらされている情報は聞いていましたけれども、先ほど黒川が説明したように、余り熟度が高いものでもなかったですし、あと、我々の中でも本当にこんなことができるのかみたいなところもありました。

ですが、こういった情報もたらされていること自体は、中でも、私は次長と指定されたので、次長とは共有しながら、まだ規制庁としてこれに関して動こうという意思決定が私はまだなされていなかったのではないかなと考えています。

○記者 当たり前ですよね。動く決定は。

○金城原子力規制企画課長 はい。私はそういう指示もされていませんでしたので、情報を取っているだけという認識でした。

○記者 指示以前に、規制委員会が結論を出すと言っているのですから、当たり前ですよね。そうすると、長官も次長も原子力規制技監も、原子力小委員会の9月22日に令和2年の見解が出されるということとその前の16日に知っていたにもかかわらず、そこでもまだ山中委員長には説明しなかったということですね。これで見ると明らかなのですけども、一応、確認です。

- 金城原子力規制企画課長 私のほうで資料を受けていたりしましたけれども、少なくとも私のほうからは委員に説明はしていませんでした。
- 黒川総務課長 当時はまだ委員長ではなく、委員でしたので。
- 記者 次期委員長であることがもう明らかだったときですよ。ありがとうございます。

- 司会 NHKのハセガワさん。
- 記者 NHKのハセガワです。
 関連して、情報を取っているだけという認識というところのその必要性については、どのように考えていらっしゃるでしょうか。つまり、なぜその情報を取ることが必要なのかという。行政をスムーズに進めるとか。
- 金城原子力規制企画課長 ある意味、そういった意味では、私のまず所掌の事務の必要性としては、業務上はやはり国会対応が多いのです。ですから、国会で答弁するとか、答弁を作成する際に、結構資源エネルギー庁と一緒にやってやる場合が多くて、当然、相手のことは知っておかないといけないというのはありましたから、こちらから要求しなくても向こうから説明しに来てくれるというのであれば、それは情報入手といった意味では、活用させてもらっているというのが基本的なエネ庁との情報のやり取りになります。
- 記者 7月の段階でエネ庁と最初の面談が開かれた。これはもうエネ庁側から提案してきたとかという、そういう、どちらからというところでしょうか、どうなのでしょう。
- 金城原子力規制企画課長 7月28日はエネ庁側からの提案だったと思います。
- 記者 何か目的、どういう目的でとかということは、どのように言っていたということはあるのですか。
- 金城原子力規制企画課長 そういった意味では、実際、情報提供を受ける内容は来月から受けることも多いので、まさに今回の件は、GX実行会議で総理から項目を示すよう指示があったことに対する対応の準備状況について説明に来たのだなと私のほうは考えました。
- 記者 あと、9月16日ですか、エネ庁側の資料に対する削除の指摘、これまでの間は聞き置くというか、内容に対して口を出すことはしなかったというところで、一方で口を出して、その一方で口を出さないことがあるということが問題なのではないかと思っていて、口出ししてこないのだったら容認という関係性が出来上がってしまうようにも思えて、その辺りについてはどうお考えですか。
- 黒川総務課長 やはり9月22日というのは対外的な公表資料なので、全く意味合いは違うと思っています。彼らの中での検討について、あれこれ申し上げることはしないけれども、外に出る部分については、やはり最低限のおかしいところは指摘するという、そういうことであります。
- 記者 あと、その前の法令審査室とのやり取りで、結局、法令審査室がやっていること

を規制庁内、企画課が知らないという状況になっていることについては、どう受け止めていらっしゃるでしょうか。ガバナンスがとれているのかとか、その資料の出方が問題ではないのかという認識があるかどうか。その辺りはどうですか。

- 黒川総務課長 そこは若干甘さがあったかなと思っています。原子力規制委員会というのは、環境省の外局という、ある種、半分身内のようなものでありながら、独立もしているという、その辺りはなかなか間合いが難しいところもありまして、本来、この中身であれば、身内ではない外の人として情報提供は決めるべきであったと考えますけれども、ふだんから環境省の官房総務課と法令審査室はいろいろなやり取りがございますので、ある種、身内意識のようなものがそこに関してはあったように思います。
- 記者 このようなことが今後ないようにというか、何か誤解を生むということにもなりかねないというか、そこで規制庁としての考え方が意思統一されていないと、組織によってばらばらというのでは、それはどうなのだというところがありますが。
- 黒川総務課長 なかなか一般的なルールとして作るのは難しい面もありますけれども、殊にここに関して言えば、もう少し丁寧に考えて、規制企画課にも相談して作るべきであったと思いますので、そこは改善していくところかなと思います。

○司会 北海道新聞のハセガワさん。

○記者 北海道新聞のハセガワといいます。

今回は7回の面談があったということなのですが、これは1回目から6回目までは全て経済産業省のほうから持ちかけられたということでしょうか。

○黒川総務課長 いや、こちらから持ちかけたものもあるはずです。違ったら言ってください。例えば、③については、彼らの②でもらったものに対して指摘するために、こちらから持ちかけたものということだと思います。ほかについては、あとは、基本、向こう側からで、⑦はこちらからということになります。

○記者 あと、これは確認なのですが、委員長から今回の政府の制度改正に合わせて、原子力規制委員会として対応するようという指示があったのは、10月5日が初めてということでしょうか。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 それ以前は、例えば、こういう事前にやり取りしなさいとか、そういう指示はなかったということですか。

○黒川総務課長 ありません。正確に言えば、9月28日の時点で、そういう、10月5日に来てもらうようという指示は受けました。

○記者 分かりました。

あと、そこで、一応、1回目から6回目の面談の内容は、これは基本的に更田委員長にも山中委員長にも内容は全く報告していないということですか。

○黒川総務課長 はい。内容というか、中身の細かい部分は報告していなくて、ただ、最

も大事な部分である、エネ庁が運転期間の延長について法改正を検討しているように
いうことは報告をしています。

○記者 分かりました。

あと、添付資料で、これは電気事業法への移管とか、原子炉等規制法の新設とか、か
なり細かいことが書いてあるのですが、これは基本的に経産省が言っていたことをここ
に写したということなのですか。

○黒川総務課長 書いてあった部分と書いていなかった部分も、想像を膨らませて書いた
部分が若干混ざってまして、「束ね法」という部分ですとか、幾つか彼らから聞いた
ものはありますけれども、先ほど議論にもなりましたが、赤文字の一番下の「各
回の延長期間は可変」みたいな、それはどこで聞いたのさみたいな、想像をたくましく
して書いたものもあるということです。

○記者 「電気事業法に移管」と「炉規制法に新設」の部分は、これは規制庁の考えを示
したということなのですか。それとも、経産省の考えをここに写したということなの
ですか。

○黒川総務課長 これは経産省から聞き取った部分を書いたということです。

○記者 この電気事業法とか炉規制法に新設するという、この話も委員長には報告して
いなかったということですか、この時点では。

○黒川総務課長 はい。していません。

○記者 法改正でこういう案が出ているというのは結構大きいと思うのですが、それ
も報告を全くされていなかったという。

○黒川総務課長 立法技術的な側面もありますので、ただ、委員長からしても、令和2年の
見解もありますので、改正するとしたら、エネ庁が運転期間の見直しの改正をするのだ
ろうと。そうすると、では、今の高経年化の部分はどうなるのだという意識は持って
いますので、それを立法技術的にどのように表現するかということまで報告はしなかつ
たということです。

○記者 あと、今回の調査報告を受けて、今後、規制委員会と規制庁の中のルールとか、
手続の見直しですね、こういうことをする考えはありますでしょうか。

○黒川総務課長 今のところはその考えはないですけれども、例えば、今回、内部資料、
若干それは環境省に対して緊張感が欠けていたかなというところもありますし、あと、
今回はこういう議論になりましたけれども、エネ庁との間でいろいろなやり取り、今回
はもう10月5日に今後の面談録は作るということで整理されていますけれども、面談録
を作るというのを、しっかり作るべきときには作るというのは、やはりエネ庁なり、ほ
かの役所も含めて必要なのだろうとは思いますが、ただ、一般的なルール化をするのは難
しいかもしれません。

○記者 その辺りは何か定例会合で議論したりとかということになるのですか。

○黒川総務課長 今のところはその予定はないですけれども、そこは委員次第かなという

ところもございます。

○司会 ほかに御質問はありますか。

一番後ろのイワイさん。

○記者 日経新聞のイワイです。

パブコメ案がまとまるまで基本的にウォッチしてきたのですが、公開の委員会で検討指示があって、事務方が案を委員会で示して議論し、決定するというプロセスを経てきたと見ていまして、その上でなのですが、こうしたエネ庁との面談がその前にあったということ自体が問題なのかどうなのか。もっと言うと、今、黒川さんがおっしゃっていた、協議・調整・すり合わせということは実施していなかったということをおっしゃっているのですが、仮にそれをやっていたとしたら、それは問題なのでしょうか。

○黒川総務課長 そこはそういうものと、協議・調整・すり合わせという言葉の定義が厳格なものではないので、だから問題だといってもなかなか難しいところはありますけれども、我々としては、協議・調整・すり合わせというものは行ってはならない。それを行ったら問題だと考えています。

○記者 今おっしゃった問題だということは、それを行ってはいけないということは、ルール化されてはいないということなのですか。

○黒川総務課長 ルール化されてはいません。

○記者 その観点から、環境省に対して出した資料というのが書き過ぎた面があるとかおっしゃっていたのですが、これはどういう意味か、もう少しお願いできますか。

○黒川総務課長 エネ庁と環境省はやはり相手として意味づけも違います。やはり本省と外局という関係でもありますし、例えば、予算とか人員の面では環境省とセットで、いろいろな要求ですとか、国会対応とかをする面もあります。なので、おのずとほかの役所よりはいろいろな情報をやり取りしないと、お互いに問題が発生することがありますので、当然、エネ庁よりはパイプは太くなり、情報量も多くなる。これは当然のことです。

ふだんからそういうことをやっていますので、ここもやはりその流れというか、普通の役所の本省と外局という感覚でこれぐらいのもので送ってしまったということかなと。ただ、やはりこういうものに関しては、もう少し緊張感があってもよかったとは思いますが。ただ、なかなかその腑分けというか、どういうものはどうしようというのは、なかなかルールにするのが難しいところもありまして、なかなか難しいところがありますけれども、ここはよくなかったところだとは評価しています。

○記者 よくなかったとおっしゃっている具体的な内容というのは、この紙の下のほうの青字で書かれているような、これから委員会で検討していく、決定していくはずの内容が含まれていたということですか。

- 黒川総務課長 はい。要は、この紙は2つの中身からなっています。経産省から聞き取った部分と、こちらの検討内容を予測させる部分です。問題が大きいのは後者、文字でいうと青い文字の下の部分ですね。こちらの今後の検討を予測させる部分がよくなかったと思います。
- 記者 それは今回の経験を踏まえて、今後はしないようにすると。する場合は委員会に諮るのでしょうか。そういったことを厳格にしていくということですか。
- 黒川総務課長 やり方はともかくとして、起きないようにするというのは大事だと思います。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかにいかがでしょうか。
ササキさん。
- 記者 朝日新聞のササキと申します。
まず、法制局が作った資料なのですけれども、企画課さんに相談しなかったのはなぜと言っているのでしょうか。
- 黒川総務課長 法令審査室がですけれども、やはり必要がなかったというか、環境省からの依頼の中でも、特に環境省の中で、すごくハイレベルまで上げるので、そのつもりでというような情報もなかったもので、それほど中で広く共有はされないのだろうと。だから、事実関係をほどほどに知ればいいのだろうという依頼だと受け取りまして、であれば、規制企画課に相談するまでもなく、彼らが陪席して持っている情報で十分作れると判断して作ったということです。
- 記者 そもそも環境省本省に報告をする必要性というところなのですけれども、これは何か一緒に協議しないと何かが決められないというわけではなくて、あくまで情報共有の一環として求められて、応じたということなのか。
- 黒川総務課長 そうですね。日常的にいろいろやり取りはありますけれども、特に8月25日、大きく報道も出ましたので、それについて関心を持った。当然、法改正であれば、環境省も決裁をすることになりますし、あとは、国会での審議をどうするのだとか、そういう議論もありますので、環境省としては関心を持つのだろうと思います。
- 記者 8月24日に当時の更田委員長に報告をしたということですが、これはここで更田委員長から何か検討しろという指示があったというわけではないということですか。
- 黒川総務課長 はい。そこはそうではありません。
- 記者 この8月24日に山中次期委員長には報告はしなかったのですね。
- 黒川総務課長 はい。そこはしていません。
- 記者 それはなぜでしょうか。
- 黒川総務課長 結局、もちろん次期委員長予定者とはいえども、その時々委員長とい

うのがやはりいらっしゃいますので、そのときの委員長に報告するというのが正しいありようかと考えています。

○記者 分かりました。

あと、今回の7回にわたる面談に問題はなかったとおっしゃっている理論としては理解したのですけれども、あくまでこれは表向き、見方の問題なのですけれども、あくまで10月5日に委員長から検討を指示されて、そこから検討を始めたというのが、これまでのオープンになっている情報というか、一般の市民、報道も含めた見方だったと思います。なので、10月5日に検討を指示された時点で、実はこのように聞いていて、検討していたのですと公表すべきだったのではないかなと思うのですが、それはいかがですか。

○黒川総務課長 今にして思えば、皆様からこれほどの関心を持たれるのであれば、その時点でそのときまでのやり取りというのを説明するというやり方はあったかなとは思っています。今後、そういうことも踏まえて、考えていく参考にしたいと考えています。

○記者 分かりました。

エネ庁から何度も意思決定はあくまで委員会なのでということを強調されたということでしたけれども、それであれば、規制庁さんからエネ庁に対して、委員会に来て説明してくださいと言ったりですとか、逆にエネ庁から委員会に出向いて説明をしたいというような話はなかったのでしょうか。

○黒川総務課長 そこは、すみません、違ったら。

結局、彼らも外で一度議論しないと、持ってくるものがないと。彼らも内部で全然意思決定されていないものは持ってこられませんので、彼らにとっては、それが総合エネ調の原子力小委員会で、要は、9月22日の時点までは彼らも説明できる体制になかったと、そういうことです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

ツチャさん。

○記者 毎日のツチャです。

ちょっとかぶってしまうところがあるかもしれないのですが、例の8月24日、25日かもと言っていましたけれども、委員長に対して次長から対応が必要になると考えられる旨を報告したとあるのですが、これは具体的な内容としてはどんなことなのでしょう。

○黒川総務課長 正確にどういう言葉で言ったかは分かりませんが、GX実行会議ではっきりと総理から、運転期間延長について、年末までに具体論を検討するようという指示が出ましたと。ということは、エネ庁は法改正を考えるでしょうと。そうすると、当然、こちらでも法改正の検討が必要になりますと、そういうことであります。

○記者 なので、例えば、その後すぐ、もう8月30日に法令審査室が環境省に報告したような、説明したような内容というのは一切説明されなかったということですか、この時点

では。

○黒川総務課長 はい。していません。

○記者 そこは必要性がなかったと判断したのでしょうか、当時の次長は。

○黒川総務課長 熟度の問題といたしますか、結局、なかなかまだまだ生煮えの段階なので、この熟度で報告する段階にないと判断したということでもあります。

○記者 ただ、お二人もちよっとおかしいとは言っていますけれども、法令審査室がその熟度の段階で本省に対してこんなに具体的な説明をしたというのは、ちよっと変だなと思うのですが。

○黒川総務課長 そこはやはり若干緊張感を欠いたかなとは思っています。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いたします。

先ほどから出ている法令審査室が出されたこの添付資料なのですが、どこの部分がエネ庁さんから聞いている話で、どの部分が筆が走り過ぎた部分になるのでしょうか。

○黒川総務課長 まず、一番上の「束ね法」というところ、これは聞いていた部分です。

「電気事業法に移管」「炉規制法に新設」、これは聞いていた部分です。あと、赤い文字の部分ですね。「経産大臣が認可」とか「運転できる期間」、この辺りはちよっと選択肢というか、彼らもここに絞っていたわけではないはずなので、上の「束ね法」「電気事業法」「炉規制法」というのは割と確度の高い情報として聞いていた。一方で、赤文字のほうは、上3つ辺りはこういう選択肢もあるかなというレベルで多分聞いていて、一番下の「可変」というのは、多分、聞いていない話で、一方で、我々の中の話、「4名程度のコアメンバー」とか、下の青文字のところ、この辺りはやはり身内ではない環境省に対して出すべき情報ではなかっただろうと考えています。

○記者 この文書を法令審査室以外の部署が把握されたのは、いつ頃なのでしょう。

○金城原子力規制企画課長 先ほどからありましたけれども、今、情報開示請求が来ていて、いろいろな資料のチェックを今やっているのです。その過程でこれらしきものがあったかなと思ったのですが、というのは、実はテレビ局さんのほうで何かそれらしき資料が出たというのがあって、それに似ているものが出たなというのは、多分、2週間ぐらい前に認識していました。

ただ、テレビ局さんのものも何かぼかしが入っていたりして、本当にそれと同じなのかどうかの確認はずっととれていなくて、そういった意味では、この前、資料情報室さんが出した資料を我々も持って、これと同じだということで認識ができたといったものでありましたので、ですから、本当に外に漏れたのだなと確認したのは、まさに資料情報室さんの資料と照合したときに確認をしたというところなんです。

○記者 先ほどの2週間前というのは、今日から2週間前ということですよ。先週の会見とかの2週間前ですか。

○金城原子力規制企画課長 少なくとも先週の会見のときには、各社さんのことを言っただけでも、テレビで出た紙と一緒にあったらあれかなみたいな認識はありました。

○記者 分かりました。

あと、7回の面談の中で、あちらからの要望で開かれたり、こちらからの要望で開かれたりしたのもあったということですが、エネ庁さん側から、例えば、規制庁の検討内容を教えてほしいみたいな打診、調整とかはなかったというお話でしたけれども、そういった打診みたいなものはあったのでしょうか。

○黒川総務課長 例えば、裏の9月6日の面談④の一番下のポツですね、規制庁として法制局に提出する資料提供を依頼される。ある種、これは当然、我々の検討状況を教えろよという依頼だと受け止めています。

○記者 これを突っぱねられたという理解で。

○黒川総務課長 はい。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

カンダさん。

○記者 時事通信のカンダです。

ちょっと確認なのですが、8月24日に、24日とか25日かもしれないけれども、この時点で更田委員長に対して規制委員会での対応が必要だという旨が報告されたということなのですが、資源エネルギー庁とこういう面談を重ねているという事実自体は、これもこの時点で初めて伝わったということなのですか。

○黒川総務課長 その時点でも報告はしていません。

○記者 では、面談をしていること自体は全然伝わっていない。

○黒川総務課長 はい。ただ、結局、面談までは伝わっていないけれども、意思疎通、情報のやり取りをしていることは理解されていると考えます。

○記者 情報のやり取りをしていることは理解しているというのは、それはどういうことですか。

○黒川総務課長 結局、面談の①②③みたいなものを行っているというのは、当然、御存じないですが、エネ庁の検討内容をある程度知っている状態で報告をしていますので、情報はもらっているのだろうというのは理解されていると思います。

○記者 ただ、その引き金になる、7月28日のそういう法改正を検討しているのだというのが資源エネルギー庁から来た時点で、やはりリアクションとして大ごとになるだろうということは想像されるので、少なくとも全然熟度がないとはいうものの、例えば、7月

29日に、事実上、法制局の提出資料を送ってくれと言われた辺りとか、それから、8月19日の時点では改正のイメージが示されるということで、彼らはかなり本気なのだということが分かれば、その時点でこういうやり取りをしているというのはやはり報告すべきだったのではないのですか。

というのは、山中さんもすごく、もっと後になって、何でこんなに急ぐのだと言われたら、やはり改正されてしまって、規制に抜けがあっちはいけないからということで前のめりとも思えるような対応をしたわけですね。そこまで重要な話、急がなければいけないような話なのであれば、やはりそういうことを確認した時点で、こういう問合せが来ているとか、その点についてこういう回答をしているというのは、しかも、これは非常に微妙な話であることは事実なので、そこはやはり報告しておかないとまずかったのではないのですか。

- 黒川総務課長 当時の更田委員長の御認識がどうだったかというのは、そこまで確認しているわけではないですけれども、2年前の見解を出した時点で、いつか改正を考えたかもしれないと認識はしていて、常にそういうものがいつ来るかもしれないというのは認識の中にはあって、7月にこういうGXの議論もあって、運転期間延長というのが入っているという議論は委員長も承知されていたでしょうから、我々もここで追加的な情報があるのだろうかと考えたのだらうと思います。その判断がどうだったか、後から見ればいろいろあるかもしれませんが、いろいろ、いきなり7月27日に始まった話ではなく、長い経緯の中で、いつかやるかもしれないし、いよいよ確度が高くなってきたとだんだん分かってきた中で、727というタイミングをすごく重要なタイミングと捉えることは我々としてはしなかったということです。
- 記者 ただ、727で総理からの関連する指示があっって、実際にエネ庁からこの件に関しても接触があったというのは、これは十分大きな動きだと判断すべきだったと私は思うのですけれども、そこをまだ大したものではなかったと思うのは、何か全然話が違うけれども、東電のPP（核物質防護）のときみたいに、やはりちょっとそこで規制庁の中で握り潰されてしまうというか、見過ごされてしまうというのは、ちょっとそこは甘かったのではないのですか。
- 黒川総務課長 どちらかという、中身については熟度というのがありますが、例えば、法改正のイメージが示されて、イメージまで説明すべきだったか。それは全く違うと思いますけれども、結局、法改正を検討している。これは確かに非常に重要なことだと思います。ただ、そこについて、長い経緯もあり、7月27日のGXである程度議論も出ている中で、改めてそういうものが始まりましたと報告する内容と考えなかったということです。
- 記者 あと、もう一点、念のための確認なのですけれども、この法令審査室の資料の青字の部分は、これはエネ庁側には示してはいないですね。
- 黒川総務課長 はい。そうです。

- 記者 一切こういう話はしていないというのは間違いないですよ。
- 黒川総務課長 はい。そうです。間違いありません。
- 記者 分かりました。
- 司会 ほかにいかがでしょうか。
- 後ろのヤマノさん。
- 記者 朝日新聞のヤマノと申します。
- いわゆる今回のような検討方法といいますか、いろいろな頭の体操の仕方みたいなことというのは、規制庁さんとしては、これは一般的なやり方なのでしょうか。
- 黒川総務課長 一般的というほど数がないので、なかなか一般化が難しいところであろうと思います。ただ、頑張っって一般的に言えば、エネ庁との間で安全規制に関する事前の調整とか協議を、委員会の議を経ずにはしないという意味では、そういう意味で一般的なものかなと思います。
- 記者 いわゆるこのほかの案件に関しても、委員長の指示が出る前にそういった下準備というか、お話とかというのをされることというのは日常的にあるのですか。
- 黒川総務課長 委員長の指示が、こういうものが出そうだというのを予測して事前に準備する。これはもう一般的にあります。
- 記者 今回、いわゆる資料に書き過ぎたとか、身内意識とか、そういったお話が出て、改善がとかという話になっていますが、それは取り扱った案件がこういう案件であるから、そういうお考えに至られたとか、そういう感じなのでしょうか。
- 黒川総務課長 非常に重要な案件なので、いろいろなやり取りがいろいろなところでされていますけれども、それほど重要でないものも当然あります。これは非常に重要な部分で、やはりきちんと緊張感を持って、当然、環境省でありますので、エネ庁よりは多くの情報を出すべき側面はあります。ただ、その中で緊張感を持って、どういう情報をこのタイミングで出すべきか。それはきちんと判断すべきであったと思います。これは環境省側に問題がある話では当然なくて、我々側の何の情報まで出すかという判断の問題ということです。
- 記者 そういった御判断というか、お考えに至られたというのは、これは一連のこういったことが報道されたとか、そういった部分でいろいろお考えになられて、そういう考えに至られたという感じですか。
- 黒川総務課長 そこで改めてこういうものが出ていると。何だ、この資料はと。それがどうやら法令審査室が作って、内部で十分な議論がなされないまま環境省の本省に出たようだということでもありますので、そのプロセスなり、中身なりに問題はあったと考えます。
- 記者 いわゆる法令審査室が作ったあの資料がなければ、そこに書き過ぎていなかったならば、今回の一連の検討の仕方というのは特段問題なかったという感じなのでしょうか。

か。

○黒川総務課長 この点を除けば、特に問題があったという部分は見つかっていないと考えています。

○記者 分かりました。

もう一点伺いたかったのは、今回の検討の中で、いわゆる令和2年の見解、運転期間に意見を言わないという、その御見解というのは、このコアメンバーの皆さんというのは、この検討をしている段階から、皆さん、共有されていたのですか。

○黒川総務課長 はい。それはもう熟知しています。

○記者 それはもうそういうものであるから、いわゆるエネ庁が検討しているから、検討しなければならないという、そういう認識だったという。

○黒川総務課長 そこがそうつながるかとはともかくとして、令和2年の見解は当然熟知していて、それを前提に、運転期間の延長については、エネ庁が検討する部分だということは、当然、共有しています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

オノザワさん。

○記者 東京新聞のオノザワです。

すみません。ちょっと中座した部分もあって、繰り返しになるかもしれませんが、そもそも委員長の指示がない状態でこうやって事務方同士で情報交換、これは規制庁のことで、こんなものまで資料に載せては困るとか、そういったやり取りをしていたことというのは、規制委員会の独立性・透明性が求められていますけれども、適切だったのかどうかというのはどう思われていますか。

○黒川総務課長 そこは適切だったと考えています。結局、役所同士ですから、いろいろな情報交換は当然行われます。なので、何はしてよくて、何はしてはいけないのか、その線引きが非常に重要になります。我々としては、安全規制に関する事前の調整・協議・すり合わせを委員会の議を経ずに行うのは問題だと考えていますので、それが行われたか、行われていなかったか、そこが判断基準だと考えます。

○記者 これも先ほど出ていましたけれども、これは削除してくれというのは安全規制に関する調整ではないのですかね。

○黒川総務課長 そこは事実関係の問題だと私は理解をしています。事実関係としての間違い、これは指摘するということであろうと思います。

○記者 そこは調整ではないと。

○黒川総務課長 結局、調整ということもいろいろ幅はありますがけれども、安全規制に関する調整、事実関係に関する指摘は入らないと考えます。

○記者 あと、今まで山中委員長は会見で、原子力小委の議論を見て、自分でこれは動か

なければいけないと思って事務方に指示したという時系列でおっしゃっているのですけれども、山中さんに関しては、事務方からこういう状況だから考えないとまずいですよというような進言はしたのですかね。

○黒川総務課長 はい。それは山中委員長に確認しました。山中委員長の認識としては、それはなかった。要は、私は9月22日の小委員会とその報道を見て、これは呼んで話を聞かねばならないと自分で考えた。事務方とは関係なく考えた、そのようにおっしゃっておりました。

○記者 更田さんから、こう言われたのだけれどもという引継ぎもなかったということですか。

○黒川総務課長 それも確認しました。それもなかったということです。

○記者 あと、人事についてなのですが、4人併任するというので、これは委員長決裁は必要ないのですか。

○金城原子力規制企画課長 金城ですけれども、私は前に人事課長もやっていたのであれですけれども、今回の職員3人をよく調べたところ、皆、補佐級の人事でしたので、これは長官の専決の決裁となっています。長官で決められるということです。委員長の決裁は必要ないということです。

○記者 何か補佐級以上の人もいませんでしたか。

○金城原子力規制企画課長 微妙なクラスの人間はいましたけれども、人事上の手続としては補佐級で手続した人間でした。

○記者 企画官だったか、たしかあれは補佐級以上だったと思って、委員長決裁が必要なのではないですか。

○金城原子力規制企画課長 実際にこの人間がもらっている給料は補佐級の給料で、ですから、処理も補佐級だったということです。

○記者 それは制度的に委員長決裁にはならない人事ということでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 簡単に言うと、管理職というのは、給与的には、要は、管理職手当をもらっている人間のことになって、超勤をもらっていない人間になりますので、それはしっかりとした線引きがあります。

○記者 ただ、これは重大事で、人事的措置もしたということになると、幾ら長官専決だからとはいえ、やはり委員長に、こういう見直しについてこうなっていて、人事的にもこうしましたというのは報告するべきだと思うのですけれども、そこはどうですか。

○金城原子力規制企画課長 私自身は、ですから、このときはまだ規制庁としても動くといった意思決定はなかったとあっていて、ある意味、情報交換、情報提供を受けるようなところで必要な人員といったことで、併任をかけているのは3名ですけれども、これで十分かなと思いました。情報を取るといったことについては、これはある意味、行政官が事務的に通常行っている行為なので、委員長にまで報告するような内容ではないかなと思っていました。

○司会 ほかに一度目の方はよろしいですか。

それでは、マサノさん、サクライさん、エンドウさんでいきたいと思います。
マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。ありがとうございます。

8月24日の更田委員長に関してなのですが、更田委員長は、例の令和2年の見解については、運転期間から停止している期間を除外してほしいという業界からの要望を突っぱねたものだというのを国会で答弁されたことがあるのは御存じですか、黒川課長。

○黒川総務課長 それは正確な言い回しを読まないと思える答えではないと思いますので、答弁されたとおりで考えます。されたかどうかは分かりません、私には。

○記者 確認していただければいいのですけれども、そのように答弁されています。

○金城原子力規制企画課長 すみません、横から。企画課の金城ですけれども、我々が示している見解のペーパーを読めば、そういうものだというのはしっかりと読み取れると思います。多分、国会でもそういう答弁をしていたと思います。

○記者 そこは聞いていないです。突っぱねるものだというので、更田さんが考えておられたと国会答弁から理解していますが、更田さんが辞めるのを待って、それから新委員長に報告するタイミングを計っていたかのように思われてしまうのですが、その点はいかがですか。

○黒川総務課長 そこはそういうことではないということに尽きますけれども、余りなぜとは申し上げにくいですが、特にそういうことはないということです。

○記者 9月6日についてなのですが、ここで資源エネ庁から法改正に関して、内閣法制局対応の状況について伝達されています。ここで、もう本気度100%、原子炉等規制法から運転期間を引っこ抜くということだと思えるのですけれども、この時点でもまだ原子力規制委員に報告をしよう、相談しようと思わなかったという理解でよろしいですか、金城課長。

○金城原子力規制企画課長 私のほうへの御質問ですのでお答えしますと、先ほども話しましたがけれども、エネ庁側の検討も我々が聞いているだけですし、あと、一方で、我々としては、そういった委員との関係については、やはり上の幹部がいますので、我々は次長に逐一報告して、そういった指示を受けながら対応していたというところがあります。ですから、私はこのときはいつか時期が来るのだろうなと思っていましたけれども、今が時期ではないのだなと考えていました。

○記者 いつが時期、今だと思ったのはいつですか。

○金城原子力規制企画課長 今だと思ったのはいつかと言われると難しいですが、ただ、実際、ついにやるのかなといったようなものは、やはり山中さんの就任会見ですかね。このことについての言及があったりしましたので、この後、28日の対応ぐらいか

らは委員会とのつながりが出てくるのだなと考えていました。

- 記者 9月13日についてですが、長官、次長、原子力規制技監を含めた事務方打合せ、金城課長はここは出ておられましたでしょうか。
- 金城原子力規制企画課長 私、ここは出ていたと思います、こちらのほうは。
- 記者 ここで「運転期間の定め方に拘わらず安全性を確認できる仕組み」とあります。ここで未適合炉についても話が出たという理解でよろしいでしょうか。
- 金城原子力規制企画課長 このとき、詳細には覚えていませんけれども、まだそこまで細かなところをやったのではないと思います。いろいろとまだ検討できる案は複数あって、そういったようなものの中で、どうしたらいいかという議論をしていたのだと思います。
- 記者 ただ、複数案ある中で、未適合炉についても、ここは話をしていますよね。
- 金城原子力規制企画課長 未適合炉について、明確に整理をした覚えは私はないです。
- 記者 覚えはない。記録は残っていると思いますので、重要なことですので、ここも開示請求のあるなしにかかわらず、整理して出していただきたいと思います。お願いします。
- 金城原子力規制企画課長 それは今、黒川からあったように、作業中であります。
- 記者 最後ですが、内部情報として出てきた図の青字についてなのですがすけれども、書き過ぎたと先ほど来おっしゃっていますけれども、1行目から5行目までで特に5行目なのですがすけれども、安全規制が現行は施設管理の1分野で、高経年化を切り離し「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令、これは結局、第5回の中で出てきたものとそっくりそのままなのですがすけれども、これを書き過ぎたという意味はどういう意味なのでしょう。
- 黒川総務課長 法令審査室の職員は、エネ庁との面談の場ですとか、規制企画課での検討の場に陪席する場合があります。その中で、こういう選択肢があるというのは聞いていたのだと思います。それを受けてそのまま書いたということです。
- 記者 選択肢として言った側はどちらなのですか。経産省なのか。
- 黒川総務課長 違います。それは経産省ではありません。それはいずれにしても、規制庁の内部の話で、規制企画課でそういう議論がなされていたのを陪席して聞いていたということです。
- 記者 そうすると、企画課、金城課長の下では、もうこの時点で、安全規制というのは施設管理の今は一部分だけれども、それを高経年化評価として切り離して、それを計画ということで認可をしましょうと。あるいは評価をして、それを基に計画を作って、それを認可しましょう、計画に沿った措置の義務化とかをしましょうということで、もうその時点で、経産省とやり取りをしていた時点で規制庁のほうからエネ庁のほうに話をされていた。それを法令審査室が聞いていたと、そういうことでよろしいのですか。
- 金城原子力規制企画課長 先ほど黒川からもあったと思いますけれども、エネ庁側には

これは伝わっていない内容になっています。

○記者 この文章は伝わってなくても。

○金城原子力規制企画課長 この内容は、多分、私が思い出すに、このような内容が書けるようにこちら側でなるのは、今、資料2とありますけれども、8月23日に長官も含めて打合せをしていますけれども、このときに持っていった資料はもっといろいろな案がある案でしたから、その中でこういったものかなみたいな議論はしていて、多分、この8月23日の議論を踏まえて書いたのではないかなと私は思うのですけれども、私は直接ヒアリングしていないので分からないですけれども、ですから、エネ庁とはその間会っていませんので、伝えようがないですね。

○記者 そうすると、8月23日に複数案が出てきた中で、なぜか今回の最終的な結論に非常にそっくりな第5行目というのが24日に作成されて、それが本省に説明に行かれたと。偶然にもその翌々日に人事が決定しましたと。人事について原子力規制委員長に報告したのは、いつとおっしゃっていましたか。

○黒川総務課長 人事については、特に改めて報告というのはしていません。

○記者 この前の会見で委員長は、人事について報告を受けたと言っていましたか。

○金城原子力規制企画課長 人事について報告したとすると、多分、今月に入ってからかな。やはりこれは委員長もインタビューか何かでテレビ局の人に聞いて、こんなことを聞いたけれどもというのがありまして、そのときにお話をした覚えはあります。

○記者 委員長は11月時点で報告を受けたと聞いています。

○黒川総務課長 すみません。正確に何月と言われても答えは難しいですけれども、少なくとも人事をしたので報告しますという形では報告はしていません。ただ、いろいろ議論になる中で、テレビのインタビューなども受ける中でそういう話があって、聞かれて答えたということはあったと思います。

○記者 以上です。

○司会 では、サクライさん、お待ちください。

○記者 簡単な確認事項です。

1点目ですけれども、まず、8月24日に更田委員長に報告した旨が書いてありますけれども、要するに、これより前はどの委員もこの件に関して何も知らなかったという理解でよろしいですか。

○黒川総務課長 知らなかったということよりは報告しなかったと。報告しない中で、当然、2年前からの経緯もありますので、どのような認識だったかというのは確認はしていません。

○記者 2年前の経緯のそういうものはあるけれども、こういう面談とかをしているとか、そういう状況について、2月24日より前、23日前には全く報告していなかったということですね。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 2点目ですけれども、先ほどもありましたけれども、正式な指示はあくまで10月5日ということによろしいですね。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 3点目ですけれども、面談記録の話がありましたけれども、面談記録は6回分について、ないわけですけれども、今後は面談記録を作るということによろしいのですか。

○黒川総務課長 今後はどうか、今後、この高経年化の安全規制に関する面談は作るということで10月5日に決まっています、その方針でやっているところです。

○記者 それは別にほかの事案の経産省との面談については、面談録を作るという意味ではない。

○黒川総務課長 意味ではありません。それは個別に、この件についてはこのように作りましょうというのを個別に判断していく話だと考えています。

○記者 高経年化についてだけは作るけれども、あとについては、別に約束したわけではないと、そういうことですね。

○黒川総務課長 はい。

○記者 分かりました。

3つ目、山中委員長ですけれども、9月19日のときに御説明されたということですが、委員長には議論される見込みであることを報告しただけで、あと、具体的な面談の中身とか、法律の方向性とか、御本人がどのように想像していたとか、そういうものは別にして、全く事務方からは報告はしていないと、そういう理解でいいわけですね。

○黒川総務課長 はい。していません。

○記者 分かりました。

4点目、先ほどから重なって恐縮なのですが、内部資料の件について、この青い字というのは、もちろんこれは法令審査室だけで作れる内容ではないので、先ほどおっしゃっていたように、23日のときにいろいろな案があって、多分、その中の案を、法令審査室も出ていて、その人がこういう形でまとめたのではないかと、そういう意味ですか。

○黒川総務課長 はい。そうです。

○記者 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○司会 それでは、エンドウさん。

○記者 共同のエンドウです。

すみません。手短かに。面談の①から③について、もし資料の開示前でも、どんなことがエネ庁から示されたのかということについて、お話しいただけるのであれば確認したいのですけれども、例えば、最初の面談①のところで、この段階でもうある程度無期限

延長とか、そういったイメージのパワーポイントみたいなものが示されていたのかどうかという、その事実関係はいかがでしょう。

○金城原子力規制企画課長 金城のほうから答えさせていただきますと、まず、エネ庁のほうからあったのが、我々の見解を彼らも熟知してしまして、そういったところから議論は始まるのですけれども、我々の見解であるのは原子力利用の在り方に関する政策判断であって、規制委員会が意見を述べる事柄ではないといったことで、これは何かという、この運転期間、発電用原子炉施設の利用をどのぐらいの期間認めることとするかといったところなのです。

ただ、今、運転期間については、当然、原子炉等規制法の中に定めがあって、それをエネ庁側のこういった準備で、どういう形でなら法案として成立するようになるのかといったことで、例えば、我々のそれまでの運転期間に関する見解とかの外向けの説明とか、そういったことから、こういう案ではどうかといったものを幾つか示されて、ですから、束ね法の中でほかの法律と一緒に原子炉等規制法も改正することになるようなこととできると考えて、検討を始めているといったような説明があったというところです。

○記者 例えば、こういう形でという、こういうという部分を具体的にいうと、電気事業法のほうに置き換えてとか、例えば、今回はそうはなっていませんけれども、原子力基本法のほうにとか、そういったことでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 複数ありました。

○記者 法的なテクニック論の提示があったという理解でよろしいですか。

○金城原子力規制企画課長 そうですね。内容というよりは、そういうテクニカルなところの説明がまず最初にあったと認識しています。

○記者 2回目の違いというのは何があったのですか。

○金城原子力規制企画課長 2回目は、ですから、テクニカルにそのように行くのであれば、法案をすぐ想像できるような文章のようなもので、こういう炉規法の改正みたいなものができるのではないかという、そういうイメージが示されていて、それは我々が見ていても、あまり我々のイメージするようなものと全然違っていたので、ちょっとそれは今までの見解とか、そういったようなものを逸脱して何かやろうとしているのではないですかみたいな、そういうものを22日に返したといったものになります。

○記者 ちょっと詳細で恐縮なのですが、これはそれぞれ大体どのぐらいの時間、規制庁でやり取りをしているのでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 余り記憶はもう定かではないのですが、10分、15分では終わっていないので、多分、1時間前後はあったのではないかなと思います。

○記者 これは明確に規制庁さん、金城さんのほうから何かコメントしたというのは22日のことだけで、それ以外に関しては、ただ聞いていたということなのですか。何かアドバイスとか、要求とかやり取りは、協議みたいなものになるか、ならないかはさておき、そういったものはなかったのですか。

○金城原子力規制企画課長　そういったようなものは、ある意味、こういった面談については、先ほども申したように、幹部のほうには報告していたので、そういった中で、我々からアクションすることは、都度にこれは控えていました。ただ、先ほどちょっとやり過ぎではないかというようなものは、我々のほうで考えてみても、ちょっとやり過ぎではないかとは、若干幹部の認識なんかも確認しながら、ちょっとこれは言っておいたほうがいいなということで、先ほど黒川からあったように、22日はちょっと来てもらって、要は、見解とか、炉規法の改正をそちらが考えるといったのは行き過ぎではないかといったようなものをちゃんと伝えたというものです。

○記者　ありがとうございます。

これは黒川さんに御見解をお尋ねしたいのですけれども、そもそもエネ庁さんと呼んでやり取りすると規制委員会で決める前に、もうこういうやり取りをしていたということは、一応、規制委員会で、私たちが理解している範囲では、10月5日の前は、小委員会で規制委員会とのコミュニケーションが必要だからという話を踏まえて呼んだということになっていますけれども、あらかじめ全部の事前調整が終わっていたのではないですかと言いたくなるのですが。

○黒川総務課長　規制委員会というところ、公の場で規制委員会というときの意味は、我々事務局、規制庁ではなくて、委員会の5人の委員の合議の場を指すのだと思いますので、そのコミュニケーションが必要だと小委員会としてはそのように認識されたのだと考えます。

○記者　堂々巡りなのですから、エネ庁さんから小委員会の委員に必要だと言ってくれと言って、何か茶番的に回ってきたプロセスのように私の目にはどうしても映ってしまうのですが。

○黒川総務課長　なかなか茶番と、実際にそのように仕組んだ人がいるわけではないのですが、我々は行政官ですから、おのずと表で議論するためには、表で議論するための段取りというものがありますので、我々は委員会で議論をしないと一歩も動けないと。彼らも公の場で何か1回資料を出さないと、彼らも説明するべきものがないというのは、お互いに当然そう考えるでしょうから、その接合点は、当然、エネ庁側が一度会議をやって、同じものを持って規制委員会にやってくると。それはもう誰でもそう考えると思います。

○記者　ありがとうございます。

あと、最後に金城さんにお伺いしたいのですけれども、先週の委員会では電話でのやり取りはあったと言っていて、これだけの面談がありながら、あたかも記憶にないようなことをおっしゃっていました。これに関してはどのように釈明されますか。

○金城原子力規制企画課長　これも私、いろいろなインタビューとか、あとは、私もこの資料を作る際の打合せに出て、記憶をたどった面もありますので、実際、名前の出ている皆川とは一番電話のやり取りが多いのです。これは間違いなく。国会とか、いろいろ

なことをやっていますので。そういった中で、このやり取りがすべからく面談になっているといったものは、ある意味、これで初めて確認をしたのかなと思っています。

○記者 逆に言うと、面談という一言もなかったのですけれども、電話でのやり取りのみと捉えることができるような御発言だったかと記憶しているのですが。

○金城原子力規制企画課長 もしそう受け取られていたようだったら、ちょっと私の説明が悪かったのかなと思います。私はたしかエネ庁とのやり取りはあってと言って、あと、電話とかが主になるのでといったつもりで説明したつもりでした。

○記者 それを踏まえてなのですからけれども、最後、ということは、電話でのやり取りも頻繁にされているということで、このマターに関して、面談はあくまでも7回だけれども、ほかに電話でのやり取りというのは頻繁にしている、それが記憶にないという説明なのですか、これは。

○金城原子力規制企画課長 それはそうです。そのときに、ある意味で、我々として動いていることに関するいろいろな情報と、私、照らし合わせながら聞いているので、それについて一々メモを取ったりはしていません。

○黒川総務課長 ただ、やはり口頭でやり取りできる情報量には限界がありますので、面談というのは非常に重要で、この面談で基本的には本件に関する情報交換はされていたと考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 オカダさん。

○記者 東洋経済のオカダです。

まだ、要するに、詳細な部分とか、明らかになっていない点は、今後もいろいろと累次開示していただくのかなと思うのですけれども、法令企画課の方ですか、こちらの御担当の方、この資料を作った方とか、すみません、法令審査室ですね。法令審査室の方にも同席していただいて、どのような認識でこの資料を作ったのかとか、そういったことというのは御説明いただけないものなのですか。

○黒川総務課長 そこは、一応、法令審査室というのは総務課にも属してはまして、本人が説明するというよりは、私がこの場で説明するべきものだと思います。

○記者 ただ、明らかにこれは書き過ぎの点が幾つもあるというお話がありましたよね。何も決まっていないにもかかわらず、方向性を示したかのような書き方がされたというところは問題であったと課長はおっしゃっていましたが、どのように御本人が考えているのかとか、あと、そもそもこういったものが外部に出るということは、いわゆる組織の中で、今までの進め方に問題があるというような、そういう認識を持っている方もいらっしゃるから、こういうことになるのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○黒川総務課長 作成した本人が説明するというよりは、私が報道官として、あるいは法

令審査室も総務課に属していますので、そこの長として説明するということだと考えます。

○記者 課長は特に大枠で見ると大きな問題はなかったとおっしゃっていますが、このような文書というものが世の中に知られ、問題であるという議論になったということは、やはり庁内でも進め方に問題があるのではないかと。こういう水面下で不透明な形でやっている事前準備とか、お膳立てみたいにやるのは行き過ぎなのではないかとか、そういう批判があったので、こういうものが明るみに出たということではないのですか。

○黒川総務課長 いや、そこは特にそういう関係ではないと思いますけれども、そこはそういう関係ではないと思います。

○記者 10月5日以降でしたか、今後は面談記録を作成する。今のところ、規制委員会のホームページを見る限り、面談記録というのは出てはいないですよ。

○黒川総務課長 いや、出ていますので。5～6回は出ているのですかね。

○金城原子力規制企画課長 私の確認した範囲では5回は出ていまして、あともう一回、またGXの結果などを報告しに来ていますので、今、またそれは1つ準備中です。

○記者 そうですか。では、後でありかについてお聞きします。

これは、基本的なことで、委員長から今後は出すようにという指示があったのは、マスコミからの指摘ということですか。

○黒川総務課長 10月5日の委員長の記者会見でメディアからの質問がありまして、委員長がそのように回答したことを受けてです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 何度もすみません。本当にこれが最後です。

未適合炉の話が、いつ、この10月5日までに行われたのかが知りたいのですけれども、どうでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 金城のほうから答えさせていただきますと、多分、未適合炉のことにってはっきりと整理がついたのは、委員会の説明のときに紙にしましたけれども、あれまではやはりまだ議論は残っていたと思います。

例えば、今回お配りしている法令審査室で書いたものにも、多分、未適合炉が読めるようなものは記述がないですよ。ですから、ある意味、法律をいろいろ検討していく中で、ちゃんとはっきりしておかなければいけないねと。ある意味、委員会からの指示もあって、未適合炉の対応については、はっきりしたのではないかなと思います。

○記者 書き過ぎたと言っている「各回の延長期間は可変」というのがまさに未適合炉であると私には読めるのですけれども、そこは立ち入りませんが、10月5日の審議の中で。ごめんなさい。11月2日の審議、第1回目の安全規制の検討の中で、山中委員長が突然重

要なポイントが抜けているとおっしゃって、未適合炉について聞いたら、西崎調整官が、書いておりませんが、今の私どもの検討状況について補足をさせていただきます。未適合炉につきましてはと行って、もう検討済みのものがずらずと口頭で出てくるのですね、高経年化技術評価。

ということは、10月5日の検討の前に、未適合炉については、書いておりませんが、検討していたということは、この西崎調整官の10月5日の発言で分かるのですけれども、はっきりとそのように言っていますので、ぜひともこの今日出された1枚、2枚の時系列の中に、非常に重要なので、今回の新制度にもかかわらず、未適合炉の中に、審査中のものも入れて19基が対象外になりそうですので、ぜひ明らかにしていただきたいのですが。

- 黒川総務課長 御要望は分かりましたけれども、先ほど読まれた議事録は多分11月だと思しますので、10月までというスコープだと入ってこないとは考えますが、いずれにしても、御要望は理解した上で、何の情報を出すかはきっちり整理します。
- 記者 ごめんなさい。11月2日ですね、西崎さんの。すみません。失礼しました。訂正です。ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

カンダさん。

- 記者 時事通信のカンダです。

質問というか、要望なのですけれども、先ほど審査室の方については、黒川さんが御説明するという事だったので、結局、この青字の部分は、どこで聞きかじってどういう意図で書いたのかというのがはっきりしたことが分からないので、そういう説明をされるのであれば、やはりもう一度きちんとヒアリングするなりなんなりして、事実関係をもう少し詳細に把握した上で、改めて御説明いただきたいのですが。

- 黒川総務課長 はい。了解しました。

- 司会 ほかはいかがでしょうか。

ササキさん。

- 記者 朝日新聞のササキです。

先ほどの共同さんの質問に関連して金城さんにお伺いしたいのですが、電話でのやり取りというのは、回数は覚えていらっしゃると思うので、大体頻度としてはどのぐらいされていたのでしょうか。

- 金城原子力規制企画課長 当然、やり取りがあるときは集中していたりしますので、7月から9月いっぱいですから、7、8、9と3ヶ月ぐらいの間に、面談はこれに関して7回ということなのですが、電話は、当然のことながら、これの3倍、4倍というペースはあったかと思えます。ですが、当然、それは時期的に偏ってたりしますので、平均週何

回でしょうかと言われても、なかなか答えるのは難しいです。

○記者 そうすると、大体ざっくりですけれども、この約3ヶ月間の中で、7掛ける4だと28なので、大体数十、2桁の前半ぐらいということによろしいですか。

○金城原子力規制企画課長 ちょっと分からないですが、2桁いくか、いかないかだと思います。

○記者 分かりました。

○司会 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—

※1 資料2記載のとおり「原子力規制委員会」ではなく、正しくは「原子力小委員会」です。